

公益信託 産業保健研究奨励基金

2026 年度「大久保利晃産業保健奨励賞」募集要項

1. 趣旨

この公益信託は、近年の AI や情報通信技術の活用、働き方改革などにより急速に多様化する産業構造、労働環境に対応し、今後の企業活動発展に資するためには、益々効果的な産業保健活動が不可欠になるとの認識に基づき、産業保健分野において独創的な活躍をしている者、あるいは今後活躍が期待される者を表彰して褒賞金を授与する。

2. 褒賞内容

「大久保利晃産業保健奨励賞」

対象内容	日本国内における優れた産業保健活動、または、産業保健分野に係る研究で、産業保健に関連する学協会や安全衛生大会等で公表された論文や発表等の客観評価可能な業績。
授賞対象者	産業保健分野における優れた活躍により、担当集団における産業保健活動の向上への寄与が大きいと認められる、もしくは今後産業保健活動への寄与が期待される若手産業保健実践家または研究者で以下の条件に合致するもの。 ・応募時 45 歳以下の日本在住の者で、産業医、産業歯科医、産業保健看護職、産業衛生技術職（衛生管理者、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士等を含む）、労働衛生コンサルタント、労働衛生工学コンサルタント、産業保健研究者、あるいはこれと同等の実績のある者。 ・現在も現役で活動している者。（教授・准教授並びにそれに相当する職に該当する者は除く）
褒賞金額	1 件当たり原則として 50 万円、総額 400 万円以内

3. 募集期間

2026 年 7 月 1 日（水）～2026 年 11 月 30 日（月）（必着）

4. 応募方法・提出書類

申請者は下記照会先記載の URL から申請用紙をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、評価の対象となる業績に直接関係する論文・学会発表抄録等のコピー（3 編以内、A4 サイズの PDF ファイル）とともに、下記＜申請書受付専用メールアドレス＞宛電子メールにて提出してください。申請書の「授賞対象資格」欄には、「受賞対象者」欄に記載の職種から一種類を選択して記載してください。該当する職種がない場合は、具体的な職種を記載してください。

一名の推薦者を必須とします。公正な選考に資するために、提出書類内容の不明確な点等について推薦者に問い合わせることがあります。

5. 選考方法及び結果通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2027 年 2 月頃（予定）にその結果を書面にてお知らせします。授賞者は別途ご案内する授与式（2027 年 3 月 19 日開催予定）にご出席願います。

6. その他

- (1) 褒賞金は、指定の銀行口座等（本人名義限定）へお振り込みします。
- (2) 褒賞金に使途の制限はありませんが、今後の研究にお役立てください。
- (3) 偽りその他不正な手続により褒賞金の交付を受けた場合には、授与した褒賞金は返還して頂きます。
- (4) 当基金の授賞実績がある方は、ご応募いただけません。

【申請書の提出先・照会先】

＜郵 送 先＞〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
産業保健研究奨励基金 申請口

＜電子メール宛先＞申請書受付専用メールアドレス 「kouekidenshi@smtb.jp」

※申請書受付後、メールにてご連絡致します。1週間経っても連絡がない場合は、
お手数ですが下記電話番号宛お問い合わせください。提出に際し下記【電子メール
申請における留意事項】を確認の上ご提出下さい。

＜電 話 番 号＞03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時）

＜申請書掲載URL＞<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list>

HP 検索：

【電子メール申請における留意事項】

- 電子メール宛先は、申請書受付専用メールアドレス「kouekidenshi@smtb.jp」宛、ご送信下さい。
- メール の 件 名 冒 頭 は 必 ず、【産業保健基金・〇〇〇（←申請者名）】と表記下さい。
（この表記がない場合、受付出来ない場合がありますのでご注意ください。）
- 書式は WORD、EXCEL、PDF 形式で、メールに添付して下さい。なお、郵便との併用は受付出来ません。
- 電子メール 1 本あたりの容量は、必ず 20MB 以下として下さい。容量が 20MB を超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- 申請書受付後、メールにてご連絡致します。1週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが上記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

（※）公益信託とは

個人の方が公益活動の為に財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。